

事 務 連 絡  
平成 30 年 4 月 27 日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

### 監事の監査報告書の様式例について

社会福祉法人制度改革の実施については、日頃より格別のご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 37 条に基づき会計監査人を設置する特定社会福祉法人及び特定社会福祉法人以外で定款の定めにより任意で会計監査人を設置している社会福祉法人（以下「会計監査人設置法人」という。）においては、計算関係書類は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることとなりますが、会計監査人の設置の有無等により監事の監査報告の内容が異なります。

監事が作成する監査報告書については、平成 29 年 3 月 2 日に開催された社会・援護局関係主管課長会議において、会計監査人を設置しない社会福祉法人（以下「会計監査人非設置法人」という。）の様式例をお示ししていますが、今後、適切な監事監査実施の観点から、今般、別紙 1 から別紙 3 のとおり、会計監査人非設置法人に文言の整理を加え、特定社会福祉法人、特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人の監事の監査報告書の様式例、合計 3 種類の様式例を新たにお示しするので、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）及び所管法人等に対して周知いただきますようお願いいたします。